

浄水処理用薬品
(次亜塩素酸ナトリウム) 購入単価
入札説明書

令和8年2月25日

奈良県広域水道企業団

大和郡山事務所

浄水処理用薬品（次亜塩素酸ナトリウム）購入単価入札説明書

1	件名	浄水処理用薬品(次亜塩素酸ナトリウム)購入単価
2	納入場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場
3	納入期間	始期 令和8年4月1日(水) 終期 令和9年3月31日(水)
4	開札日時 及び場所	令和8年3月19日(木) 9:30 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所庁舎 2階 会議室
5	入札書提示額	3の期間における別記仕様に定める水道用次亜塩素酸ナトリウム(以下「次亜塩素酸ナトリウム」とする。)の1kgあたりの単価(少数第2位まで)を提示してください。予定価格以下で最低価格提示者を落札者とします。 なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された次亜塩素酸ナトリウムの金額に当該額の100分の10に相当する額を加算した金額(少数第3位以下を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。
6	詳細仕様	仕様書(9ページから)による
7	入札参加資格	<p>入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。</p> <p>(1) 令和7年度において大和郡山市の物品購入・委託業務等競争入札参加資格登録業者名簿に登録されており、かつ営業種目が工業薬品で登録されていること。</p> <p>(2) 国税の滞納のない者であること。</p> <p>(3) 本入札の公告の日から開札日までにおいて、地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。</p> <p>(4) ホームページの閲覧及び電子メールの送受信が可能である者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者(会社更生法の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申し立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く)でないこと。</p> <p>(6) 奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱の別表に掲げる措置要件の第1項から第5項までのいずれかに該当する者でないこと。</p>
		<p>奈良県広域水道企業団暴力団等排除措置要綱別表(抄)</p> <p>(措置要件)</p> <p>1 役員等(受注者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時企業団発注契約に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)であると認められるとき。</p> <p>2 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。</p> <p>3 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>4 上記2及び3に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>5 企業団発注契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記1から5までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。</p>
8	入札説明書を 交付する場所	入札説明書等は奈良県広域水道企業団ホームページよりダウンロードのこと。 https://www.union.nara-water.lg.jp/0000000641.html

<p>9 入札参加資格の確認方法</p>	<p>この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札申請書(以下「申請書」という。)及び下記の(1)②に記載される書類を提出しなければならない。なお、期限までに規定の書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。</p> <p>(1)提出書類</p> <p>① 一般競争入札参加申請書(様式1)</p> <p>② 令和5年度から令和7年度までの同種業務の委託契約実績表(様式2)及び契約書の写し</p> <p>※ 国、都道府県、市町村及び本企業団との契約に限る。</p> <p>※ 保証金免除規定を受けるには、令和6年3月20日以降に2回以上の官公庁との契約締結および完全履行した実績が必要。</p> <p>(2)提出期間 令和8年3月9日(月)17時まで</p> <p>(3)提出場所 〒639-1037 大和郡山市額田部北町1038番地 奈良県広域水道企業団 昭和浄水場</p> <p>(4)提出方法 持参又は郵送によること。なお郵送については当日必着</p> <p>(5)入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者(以下「申請者」という。)には、令和8年3月11日(水)までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書をメールにて送付する。</p> <p>ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨</p> <p>イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由</p> <p>ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、企業団の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。</p> <p>(6)その他</p> <p>ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。</p> <p>イ 企業長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。</p> <p>ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。</p>
<p>10 説明書等への質問</p>	<p>(1)説明書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。</p> <p>ア 提出期間 令和8年3月9日(月) 17時まで</p> <p>イ 送信先 奈良県広域水道企業団大和郡山事務所 工務課浄水係 (担当:水谷)</p> <p>ウ 提出先アドレス yamatokoriyama-syowajosui@union.nara-water.lg.jp</p> <p>(2) (1)の回答については、入札参加資格を有すると認めた者に対して直接メールで行うものとする。</p> <p>回答期限 令和8年3月11日(水)</p>
<p>11 入札手続等</p>	<p>(1)入札保証金2,855,000円を下記期日までに支払うこと。ただし、奈良県広域水道企業団契約規程第4条第1項各号に規定される場合は、これを免除とする。</p> <p style="text-align: center;">令和8年3月19日(木) 9:20まで (当日開札前に支払)</p> <p>落札者の決定後ただちに還付する。ただし、落札者に係る入札保証金は契約保証金に充当する。</p>

<p>11 入札手続等 (つづき)</p>	<p>(入札保証金免除規定) 奈良県広域水道企業団契約規程(抄) 第4条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札金額(入札書に記載すべき金額として単価を示すべきことを指示した場合にあっては、当該単価に当該入札において示した購入等の予定数量を乗じて得た金額。この項及び第11条第2項において同じ。)(中略)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を入札の際納付しなければならない。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当する者である場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができるものとする。 (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者 (2) 第2条の規定により定められた資格を有する者で、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるもの</p> <p>(2) 契約保証金 落札者は奈良県広域水道企業団契約規程第19条に規定する契約保証金(契約金額の10%以上)を支払わなければならない。ただし、同規程第19条各号に該当する場合はこれを免除とする。</p> <p>(契約保証金免除規定) 奈良県広域水道企業団契約規程(抄) 第19条 契約者は、契約締結までに契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、企業長は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 (1) 保険会社との間に企業団を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者(省略) (5) 第2条又は第12条の規定により定められた資格を有する者で、過去に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつこれらをすべて誠実に履行した者である等契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるもの(省略)</p> <p>(3) 契約書作成の要否 要 (4) 支払条件 支払いは、月毎の納入数量(kg)に応じた月払いとし、納入が適正に行われた後に、落札者が提出した適正な請求書に基づき、受理した日から起算して30日以内に、請求金額を支払うものとする。 (5) 最低制限価格 設定しない。</p>
<p>12 入札書の 郵送期限</p>	<p>令和8年3月18日(水) 17:00 簡易書留郵便で送付すること (送付先は9.(3)に同じ)</p>
<p>13 入札上の注意</p>	<p>(入札の基本的事項) 1 入札者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。 (公正な入札の確保) 2 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはなりません。 (消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法) 3 入札書は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額(課税事業者、免税事業者を問わず。)を記入すること。なお、契約金額は入札書に記入された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。)とします。 (入札書の金額の数字) 4. 入札書に記載する数字は、アラビア数字を用い、数字の前には¥(円記号)を記入してください。</p>

13 入札上の注意 (つづき)	<p>(入札書の記載事項の訂正)</p> <p>5 記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印してください。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。</p> <p>(入札の辞退)</p> <p>6 ①郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を企業長に提出してください。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を企業長に提出してください。</p> <p>② 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。</p> <p>(入札書等の提出方法)</p> <p>7 ①当該郵便入札に参加する者は、入札書に記名押印し、企業団が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送してください。</p> <p>②提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。</p> <p>(無効の郵便入札)</p> <p>8 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。</p> <p>(1)企業長が定める入札条件に違反した入札</p> <p>(2) 入札書に記名押印のない入札</p> <p>(3)入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札</p> <p>(4) 同一の入札参加者が2 通以上の入札書を提出した入札</p> <p>(5)直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札</p> <p>(6)期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札</p> <p>(7)簡易書留郵便以外の方法による入札</p> <p>(8)入札書以外のものが同封された入札</p> <p>(9)談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札</p> <p>(10)その他、指示した条件に違反すると認められる入札</p> <p>(開札)</p> <p>9 ①開札は、企業団職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。</p> <p>② 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。この場合、開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。</p> <p>③ 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日(休日の場合は、その前日)の正午までに電子メールで申し込みをしてください。</p> <p>(入札の延期、中止及び取消し)</p> <p>10 郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消を行います。</p> <p>(落札者の決定)</p> <p>11 予定価格以下で、最低の価格をもって入札した者を落札者としてします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。</p> <p>(再度入札)</p> <p>12 本入札において予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表のうえで1週間以内に再度入札を実施します。この場合において、入札方法等はメールにて通知するものとします。</p> <p>(契約書の提出)</p> <p>13 落札者は、落札の申し渡しを受けたときは、その日を含めて5日以内(企業団の</p>
--------------------	--

13 入札上の注意
(つづき)

休日を含める条例第1条第1項各号に掲げる日を除く。)に契約書に記名押印のうえ提出してください。

(落札の無効)

14 落札者が、前項の期間内に記名押印した契約書を企業団に提出しないときは、その落札は無効とします。

(異議の申し立て)

15 入札者は、入札後、この入札説明書、その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることができません。

16 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください。

封筒は中に入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

簡易書留
郵便相当
額の切手

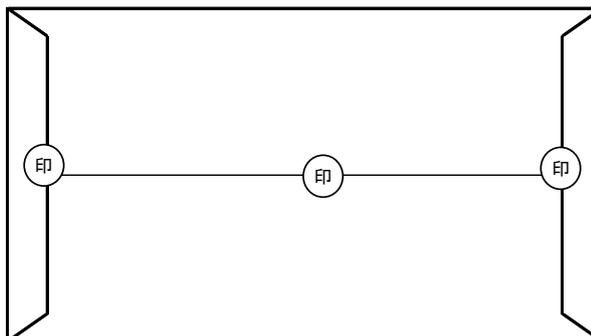
〒 639-1037
奈良県大和郡山市額田部北町1038番地
昭和浄水場

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

簡易書留

一般競争入札 入札書在中

入札件名	浄水処理用薬品(次亜塩素酸ナトリウム)購入単価		
業務場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場		
開札日	令和8年3月19日(木)	9:30	
入札書到着期限	令和8年3月18日(水)	17:00	
商号	株式会社 ●●●●		
代表者名	代表取締役 ■■■■		
連絡先	連絡先電話番号		
担当者名	▲▲▲▲		



入札書記載例

入 札 書

1 件 名 浄水処理用薬品（次亜塩素酸ナトリウム）購入単価

1kg当たりの単価を小数点第2位まで記載
すること。一番左には「¥」を記載すること。

2 場所

3 入札金額

		¥	○	○	○	.	○	○	円/kg
--	--	---	---	---	---	---	---	---	------

開札日の前日までの日付を記載

奈良県広域水道企業団 企業長 山下 真 様

令和 年 月 日

住所・入札業者名・代表者名を記載
のうえ、代表者印を押印

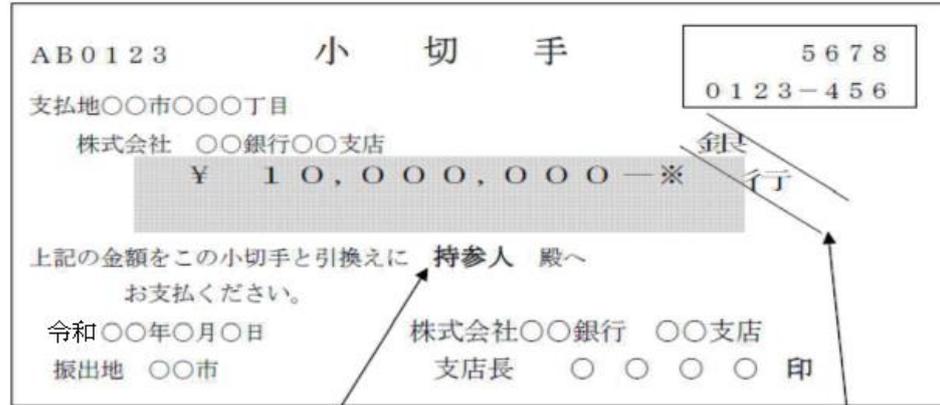
住所 _____

商号又は名称 _____ 印

代表者氏名 _____ 印

14 銀行振出
小切手の見本

この入札で、入札保証金として現金と同様に納めることができる小切手は、銀行振出小切手(預金小切手又は預手という)だけです。
この小切手は、金融機関が自己を支払人として振り出すもので、通常、振出人、支払人とも同一金融機関です。



※ 横線必要

(例) ※ 持参人

- (注)①振出人、支払人とも同一金融機関であること。
②持参人であること。
③振出日から5日以内であること。

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1037

奈良県大和郡山市額田部北町1038番地
昭和浄水場

奈良県広域水道企業団
企業長 山下 真 様

一般競争入札 入札書在中

入札件名	浄水処理用薬品(次亜塩素酸ナトリウム)購入単価		
業務場所	大和郡山市額田部北町1038 昭和浄水場		
開札日	令和8年3月19日(木)	9:30	
入札書到着期限	令和8年3月18日(水)	17:00	
商号			
代表者名			
連絡先			
担当者名			

浄水処理用薬品(次亜塩素酸ナトリウム)購入単価仕様書

(趣旨)

第1 本仕様書は、奈良県広域水道企業団大和郡山事務所(以下「発注者」という。)が消毒剤として使用する水道用次亜塩素酸ナトリウムの仕様について定めるものである。納入者(以下「受注者」という。)は、契約書に定めるもののほか、本仕様書に従い契約を履行しなければならない。

(品質)

第2 受注者が発注者に納入する水道用次亜塩素酸ナトリウムは、最新の日本水道協会規格 JWWA K120 2008-2 における品質一級・製品 I の認証品又は同等以上の品質で、納入時には表1に適合する製品とする。また、「水道施設の技術的基準を定める省令(平成12年厚生省令第15号)」(以下、省令とする。)に適合するものでなければならない。

表1

項目単位	規格
有効塩素%	12.0 以上
外観	淡黄色の透明な液体
塩素酸 mg/kg	4,000 以下
臭素酸 mg/kg	50 以下
遊離アルカリ%	2 以下
密度(20℃)	1.16 以下
塩化ナトリウム%	4.0 以下

(納入)

第3 受注者は、令和8年4月1日から令和9年3月31日のうち発注者の指定した日に、大和郡山市額田部北町1038番地の発注者の貯蔵タンクへ、タンクローリー車から直接納入するものとする(別図参照)。

(1) 受注者は、以下を受入れ担当者に提出し、性状・数量の確認を受けた上で納入すること。受領・確認をもって検収に代える。

- ①タンクローリー車ごとの分析報告書、納品書
- ②タンクローリー車ごとの計量法に基づく計量証明書

(2)納入日及び納入数量は、発注者からFAXで指定するので、浄水処理に支障

なきよう配慮すること。発注者からのFAXの申込は、指定日その日を含め4～7日前に原則申し込みを行うものとする。ただし、受注者の都合により指定日に納入不可能なときは、発注者に連絡して協議すること。

(3)次亜塩素酸ナトリウムは液温上昇が品質低下の原因となるため、納入時の液温は極力低温を維持できるように努めること。

(4) 昭和浄水場への搬入については午前中に行うこと。

(支払い)

第4 納入に対する支払いは、月毎の納入数量(kg)に応じた月払いとする。発注者は受注者から請求書を受領してから30日以内に支払うものとする。

(緊急時の対応)

第5 事故発生時及び緊急対応が必要な場合に備えて、受注者は発注者に対する対応可能な体制を整備しておくこと。

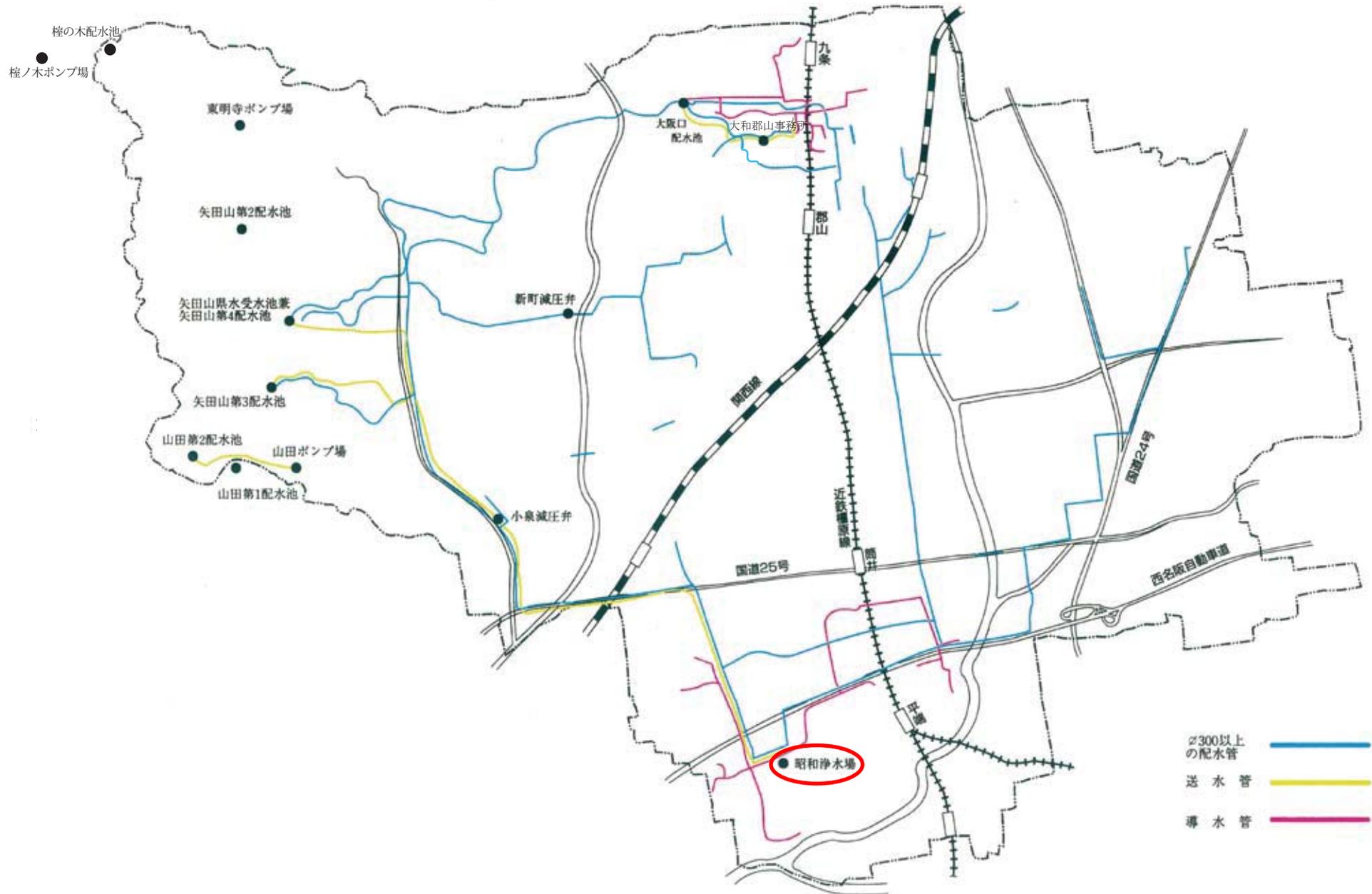
(補則)

第6 この仕様書に定めのない事項、又は契約書及び仕様書に関して疑義が生じた時は、発注者及び受注者協議のうえこれを定める。

浄水処理薬品	予定使用量	摘要
水道用次亜塩素酸ナトリウム (液体・有効塩素濃度 12%以上・低食塩)【一級品】	奈良県広域水道企業団 大和郡山事務所工務課浄水係 昭和浄水場 348,231kg	10m ³ × 2基

※上記の予定使用量については水質状況等により変更することがあり、上記の数量未満でも超過しても同一単価で納入するものとする。

施設位置図



昭和浄水場平面図

